

# 労災保険給付業務の業務・システムの見直し方針

2005年（平成17年）6月21日  
厚生労働省情報政策会議決定

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき、以下のとおり、労災保険給付業務の業務・システムの見直し方針を定める。

なお、本見直し方針は、労災行政情報管理システムに係る刷新可能性調査報告書（平成16年11月）を踏まえた上で、平成17年2月2日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局が策定した「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第4版」に沿って、業務・システム全体に関する必要な見直しを行うものである。

厚生労働省は、本見直し方針に沿って、労災保険給付業務の業務・システムについて必要な見直しを行い、最適化に取り組むものとする。

## 第1 対象範囲

労災保険給付業務は、労働者が業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、死亡した場合等に、被災労働者や遺族を保護するための必要な保険給付、また被災労働者の社会復帰の促進、労働者の福祉の増進等を図るための事業を行うものである。

本見直し方針が対象とする労災保険給付業務の業務・システムは、①一時金等及び年金の労災保険給付に係る業務（審査請求を含む。）、②第三者行為災害における求償等及び特別加入の承認等に係る業務、③義肢等の支給及びアフターケア等の労働福祉事業に係る業務、④給付統計及びメリット制に係る業務と、これらの業務処理を行う労災行政情報管理システムとする。

## 第2 最適化の基本理念

労災保険給付業務の業務・システムの見直しに当たっては、予算効率の高い簡素な行政体制の構築を目標とし、①業務の効率化・合理化、②利用者の利便性の維持・向上、③安全性・信頼性の確保、④経費削減を基本理

念として、最適化を図ることとする。

### 第3 現状及び課題等

#### 1 労災保険給付業務の業務・システムの現状

労働者災害補償保険制度に基づく労災保険給付業務に係る処理件数は、平成15年度においては年間898万件を超えており、毎年ほぼ横ばいで推移しているところである。

具体的には、①一時金等及び年金の労災保険給付に係る業務（審査請求を含む。）の請求は約687万件、②第三者行為災害における求償等及び特別加入の承認等に係る業務の申請は約155万件、③義肢等の支給及びアフターケア等の労働福祉事業に係る業務の請求は約56万件となっている。さらに、④給付統計に係る統計処理は年間約400回、メリット制に係る業務の請求は約14万件となっている。

また、被災労働者及び指定医療機関等からの問い合わせ等に対し行う、給付履歴状況等の情報検索の件数は、年間86万件を超えている。

労災行政情報管理システムは、厚生労働本省（上石神井庁舎）に設置している業務処理用電子計算機（HOST）、通信制御用電子計算機（FEP）と全国47箇所の都道府県労働局（以下「局」という。）、341箇所ある労働基準監督署（以下「署」という。）等に設置している専用端末装置とをフレームリレー方式の専用ネットワーク（労働保険ネットワーク）で接続し、昭和60年7月以降、現行の形態により運用・管理している。

現在は、①療養（補償）給付、休業（補償）給付等の業務を処理する「短期給付一元管理システム」、②障害（補償）年金、遺族（補償）年金等の業務を処理する「年金・一時金システム」、③介護（補償）給付の業務を処理する「介護システム」、④二次健康診断等給付の業務を処理する「二次健康診断等給付システム」、⑤アフターケアの業務を処理する「アフターケアシステム」、⑥給付統計、メリット制の業務を処理する「給付統計システム」の6つのサブシステムと、これらの業務に係る電子申請の業務処理等から構成されている。

業務処理のシステム化が進められる一方で、第三者行為災害における求償の業務等については、システム化されておらず、職員の手作業による業務処理が行われている。

#### 2 業務・システムにおける課題

予算効率の高い簡素な行政体制を構築するためには、業務の集中化等による業務の効率化を図ったうえで、労災保険給付の一層の迅速給付を達成するための体制の構築に努める必要がある。併せてシステムの効率化・合理化が求められている。

(1) 業務における課題

① 業務処理の集中化等

労災保険給付の支払い等業務について、本省・局・署等における現状の業務処理プロセスの妥当性を検証のうえ、業務の集中化等を検討する必要がある。

② 電算化対象外業務の電算化による業務の効率化

電算化対象外業務については、電算化によって業務効率化が見込める業務がある。

具体的には次の業務について、業務フロー及び負荷状況等を考慮したうえで、システム機能として実現可能なものを検討する必要がある。

- ・ 特別加入に係る承認・給付業務
- ・ 第三者行為災害における求償業務
- ・ 義肢等の支給業務
- ・ 各種業務統計の集計業務

③ 行政職員の教育・研修体系

労災行政情報管理システムの利用者である職員に対し、端末操作等の教育・研修の大部分をOJTに依存しているため、システム機能の追加・変更時には迅速な対応ができない。また短期間での中央研修を行い、その研修内容を関係職員に伝達する方式となっているため、利用者に合った細かな研修実施の体制となっていない。

運用マニュアルである機械処理事務手引等は、冊子により提供されており、利用しづらい状況となっている。

(2) システムにおける課題

① サブシステム機能の最適化

労災行政情報管理システムは、業務ごとに特化したサブシステム機能の追加を行ってきたことにより、被災者情報等が重複保持され、非同期となっていることから、データベースの効率性、拡張性、柔軟性が低下しており、最適であるとは言えない。

② 入出力結果情報の確認の効率化

当日に入力処理をしたものについて、その翌日にしか処理結果が

配信されないものが多いことから、即時に処理の確認ができず、改善が必要である。

③ 情報検索の最適化

業務（サブシステム）ごとに重複する検索機能が複数存在することから、個別に数次回の検索をしないと被災労働者個人の給付履歴情報が照会できない等、業務の効率性が良いとは言えない。

④ 配信リストの確認作業の効率化

定期的（日次、月次、支払期処理ごと）に出力される配信リスト、メッセージリストの大量排出や帳票の規格及び記載項目欄の仕様が異なるため、確認作業が煩雑となり効率性が良いとは言えない。

また、厚生労働本省（上石神井庁舎）において、大量に印書出力した各種帳票リストを全国の局及び署あてに発送していることから合理的でない。

⑤ 認定等の支援機能の整備

障害等級の認定及び審査請求等の業務支援等は、その提供する範囲の機能が一部に関するものであり、対応できていないことから、支援が十分でない。

⑥ システムの運用時間の課題

システムへの入力及び情報検索の機能等が業務時間よりも早く停止するため、被災労働者等からの問い合わせ等の対応が十分にできず、改善が必要である。

⑦ 関係機関との連携

労災保険給付業務に必要な本人確認、他の制度との調整等について、電話確認等により行っていることから、業務の効率化、迅速化が図れない。

⑧ システムの安全性・信頼性の向上

労災行政情報管理システムは、被災労働者等の個人情報を含む各種の給付関係情報を保有しており、情報管理の面における高い安全性・信頼性の維持、情報セキュリティの管理について、必ずしも万全な対策がなされているとは言えない。（情報技術の高度化に伴い行政側職員の教育・訓練の不足、ベンダー等の委託先に行わせる作業の監理や監視体制等）

また、非常時、災害時における円滑な労災保険給付処理の遂行を可能にするためのバックアップの体制の設定、緊急時における運用体制マニュアルについて、十分に整備されているとは言えない。

### (3) 調達方法における課題

#### ① 随意契約によるシステム調達の課題

システムの調達にあたっては、随意契約による調達となっていることから、システム開発、改修の場合等のコストの削減が実現できないため、見直す必要がある。

#### ② ソフトウェアの著作権等の課題

国費で開発したソフトウェアであるにもかかわらず、必要に応じて自由に改修することができないことから、特定のベンダーからの調達となっており、コストの削減が実現できないため、見直す必要がある。

#### ③ データ通信サービス契約の課題

設計、開発から運用・保守に至るまで、一括に提供されるデータ通信サービスの随意契約による契約形態では、費用の算定において透明性の確保ができず、コストの削減が実現できないため、見直す必要がある。

## 第4 見直し方針

上記第3の2の業務・システムにおける課題のほか、刷新可能性調査報告書とその調査結果に対する各府省情報統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議の助言、政府全体及び厚生労働省が取り組む電子政府構築計画と全体最適化の方向等を踏まえ、労災保険給付業務の業務・システムにおける見直し方針は以下のとおりとする。

なお、刷新可能性報告書中に記載されているように、業務見直し等を検討していくに当たってはさらなる実態把握が必要であり、刷新可能性調査報告書の結果をそのまま援用することが必ずしも適当でない可能性があることに留意し、さらなる業務の実態の把握に努めるとともに、本見直し方針を踏まえ、労災保険給付業務の業務・システムについて必要な見直しを行い、最適化に取り組むものとする。

### (1) 業務の見直し方針

予算効率の高い簡素な行政体制を構築するという観点から、以下の見直しを実施する。

#### ① 業務処理の集中化等

業務処理プロセスの妥当性を検証し、本省・局・署等に跨る給付処理の集中化等が可能となるよう検討する。

#### ② 非電算化業務の電算化による効率化

局・署において行っている非電算化の業務について、業務フロー及び負荷状況等を考慮して、システム機能として実現可能な業務を把握するとともに、投資対効果も踏まえ、電算化を検討する。

なお、労災保険の給付状況の把握及び労災保険事業年報等の作成を行っている給付統計の業務等については、定例業務統計に限らず、システムにおいて保有する各種情報を、効果的に活用することができる形態とする。

③ 職員に対する情報教育、研修体制の充実及び職員自身のスキルアップ

業務（サブシステム）ごとにある機械処理事務手引及び各種の運用マニュアル等の電子化を行い、オンラインでのヘルプ機能を充実させることにより、業務処理の停滞等を招くことなく効率化が可能となるよう検討する。

また、現在の職員教育、研修体系の見直しを行い、効率よく実施するため、研修・啓発業務の最適化の動向を踏まえつつ、eラーニング等を活用した研修体制の整備・充実を図るとともに、きめ細やかな業務知識の向上が、いつでも実施可能となるよう検討する。

(2) システムの見直し方針

① メインフレームのオープン化

現行プログラムについて、処理の効率化のための整理を行った上で、メインフレームのオープン化を検討するとともに、データベース構造、通信規約（プロトコル）及びプログラム開発言語等について、標準的な技術や汎用ソフトウェアを利用することにより、拡張性の高いシステムとなるよう検討する。

ただし、実施にあたっては、業務継続性の観点から、サービスレベルを低下させることなく、十分な安全性や品質が保たれる必要がある。

② 給付業務処理のオンライン・リアル処理化

現行システムのバッチ処理方式を改め、当日に入力処理したものは、即時に結果を出力するリアル処理方式に替えることにより、給付業務処理の迅速化を図るよう検討する。

③ 情報検索機能の強化

業務（サブシステム）ごとに重複する情報検索機能を整理、統合することにより、1回の検索操作を行うことで、必要な給付履歴情報等が得られるようにする等、検索機能の効率化、省力化を検討す

る。

④ W e b 技術を活用した業務の効率化

厚生労働本省において、定期的に印書している紙の配信帳票等を送付するのを改め、標準的なW e b 技術を活用することにより、電子データのままで、直接、全国の局及び署あてに情報提供が可能となるよう検討する。

⑤ 認定等の支援機能の充実・強化

障害等級の認定及び審査請求等の業務支援等について、機能の拡充等が可能となるよう検討する。

⑥ システム運用時間の見直し

システム処理の実行スケジュールの見直し等を含め、オンライン処理時間の見直しを検討する。

⑦ 他のシステムとの連携強化

労災保険給付業務に関連する他のシステム（労働基準行政情報システム等）との間において、データの互換性を検討の上、情報の共有、連携の強化を図ることにより、本人確認業務、支払業務、他の制度との支給調整及び重複給付の回避等を迅速に行うことが可能となるよう検討する。

厚生労働省ネットワーク（共通システム）等の業務・システム最適化の状況を踏まえつつ、ネットワークの統合化、端末装置等の汎用化等を検討し、重複投資を排除する。

⑧ 情報セキュリティの強化

労災行政情報管理システムでは、被災労働者等に係る大量のデータを保有していることから、システムの情報セキュリティの強化を行うことが可能となるよう検討する。

また、情報を取扱う職員の情報管理意識の徹底を図る必要があるため、厚生労働省セキュリティポリシーを始めとした、システムの運用実態に即したセキュリティ運用マニュアル等を整備し、周知・徹底を図るとともに、技術的、物理的なシステム上の安全対策機能及び監視機能の整備、強化すべく検討する。

⑨ バックアップ機能の確保

非常時、災害時におけるバックアップ方法等の見直し及び緊急時における運用体制やマニュアルについて、整備・充実を図るための検討をする。

また、開発環境下での試験用データ等の取扱規程の充実を図ると

ともに、関係委託先への監視等のあり方を検討する。

⑩ 電子申請にかかる連携

総務省が中心となって策定する電子申請等受付業務・システム最適化の動向を踏まえ、e-Gov（電子政府の総合窓口）に設置される窓口システムの利用について、汎用受付システムとの連携を図りながら、システム機能を整備することを検討する。

(3) 調達方式等の見直し

① 調達方式（契約）の見直し

調達は原則として競争入札に移行するものとし、調達側において、CIO補佐官を積極的に活用するとともに、これを主体的に実行できる体制や人材の確保等を早急に行うことにより、競争入札による調達価格の低減が可能となるよう検討する。

また、汎用パッケージソフトウェアの利用及びハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）について検討をする。

② 著作権等の知的所有権の整理

プログラム改変等の際には、その後の競争入札等が可能となるよう、著作権等の知的所有権のあり方について検討する。

③ 国庫債務負担行為の活用

システム開発等の調達に際しては、国庫債務負担行為の有効活用を検討する。

④ データ通信サービス契約の見直し

データ通信サービス契約の見直しを行うとともに、刷新可能性調査報告書において、コスト削減効果が高いとされる通信回線の共用化及び複数ある端末装置の集約化、汎用化を行うことにより、徹底した経費の節減が可能となるよう検討する。

(4) その他

上記のほか、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第4版」の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ見直しを行う。

## 第5 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、厚生労働省情報政策会議の下、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、厚生労働省は、2005年（平成17年）度末までのできる限り早い時期に労災保険給付業務の業務・システム最適化計画を策定する。